

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

# あなたの看板 大切にしていますか？

良好な景観の形成、風致の維持、そして、公衆に対する危害の防止を目的として吹田市屋外広告物条例で一定のルールを定めています。

以下のルールが守れているかチェック☑を行ってください。

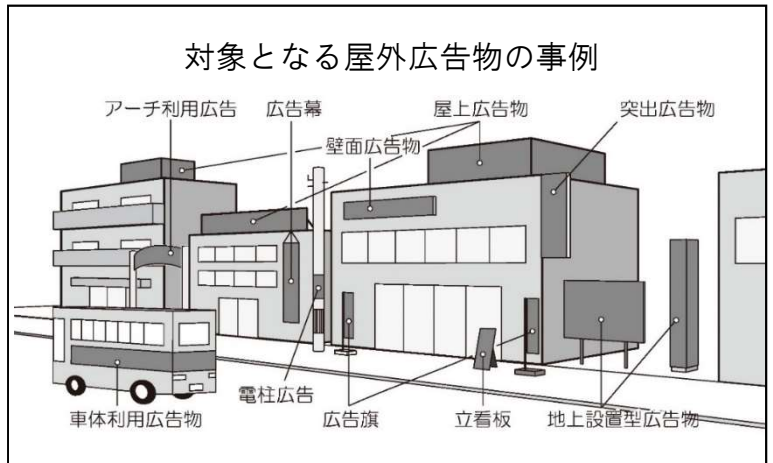
## チェック1



屋外広告物の許可申請を行っていますか？

- ◆看板の設置は許可が必要です。敷地内合計5㎡を超える看板の設置は市への許可申請が必要です。

詳しくは市ホームページ掲載「屋外広告物のしおり」参照。



## チェック2



安全点検を行っていますか？

- ◆すべての屋外広告物に管理責任者を設置し、点検・補修その他必要な管理を行う必要があります。

事故が発生した場合、会社やお店の信用を一瞬で失い、賠償責任を問われる場合があります。



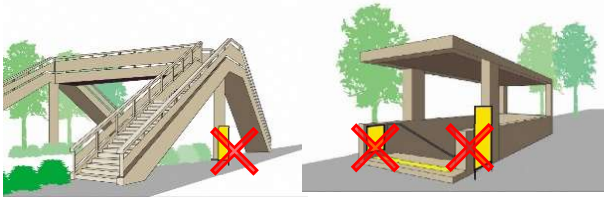
## チェック3



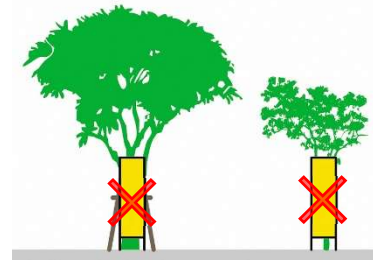
設置業者は吹田市に屋外広告業の登録（届出）をしている業者ですか？

- ◆屋外広告物を新設・変更・改造する際には、吹田市の登録業者または特例届出業者（大阪府知事登録を受けて吹田市に届出を提出）に依頼が必要です。

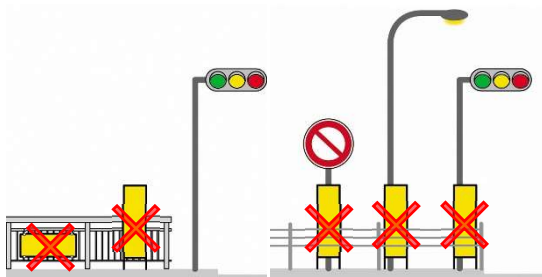
# △次の物件には原則として広告物を掲出できません△



橋りょう・地下道の上屋



街路樹・路傍樹、  
保護樹木・保護樹林



街灯・信号機・道路標識  
歩道柵・駒止め・里程標



郵便差出箱・信書差出箱  
公衆電話所



消火栓・火災報知器  
火の見やぐら

はり紙、はり札、広告旗、立看板等の設置を禁止

- ・電柱
- ・電話柱
- ・街灯（道路管理者が設置するもの以外）
- ・アーケード柱・アーチ

※道路上や、道路上に突出して設置する際には別途、道路管理者の許可が必要です。

吹田市 都市計画部 都市計画室（屋外広告物担当）

電話:06-6170-2337(直通)

FAX:06-6368-9901

メールアドレス:toshikei@city.suita.osaka.jp

屋外広告物に関することは、  
吹田市ホームページでご覧いただけます。

吹田市屋外広告物

検索